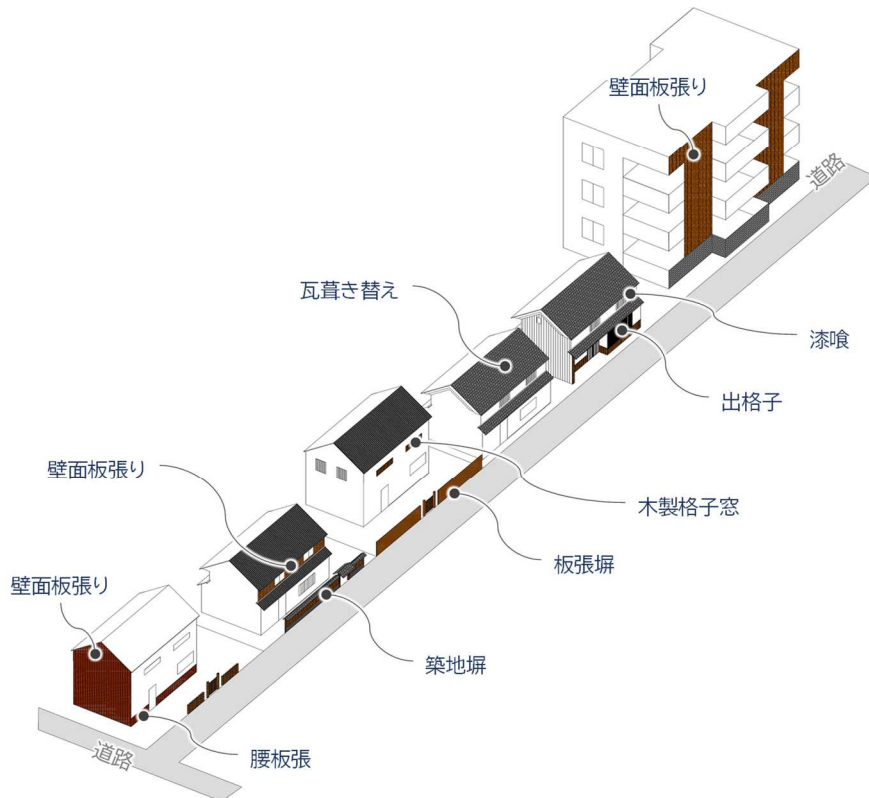


城下町エリアの修景基準

項目		内容	
形態意匠	色彩	<p>外観（屋根・壁・開口部）の基本色は、マンセル表色系の色相に応じ、次頁に掲げる範囲とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色相 10R～10Y（温かみのあるRからYの範囲） ・明度 2.0以上（無彩色に関してはその限りではない） ・彩度 4.0以下 <p>※ただし、木又は土壁等の自然素材を用いて仕上げる場合は除く。</p>	
	建築物	高さ	① 2階建てを基本とする。道路に面するところは軒下空間を設け、軒先の高さは隣接する家屋にそろえる。
		屋根	② 町家等と調和した勾配形式とし、本瓦葺き、棧瓦葺き又はこれらに模した仕上げとする。
		壁面	③ 腰部を木材若しくはそれに模した材料を用いた板張りとし、その上部が漆喰若しくはそれに模した材料の仕上げとする、又は壁面全体が漆喰若しくはそれに模した材料を用いた仕上げとする。
			④ 木・土・漆喰などの自然素材又はそれに模した材料を用いた仕上げとし、町家等との調和を図る。
		開口部	⑤ 木材又はそれに模した材料を用いた格子戸とし、外壁・塀等との調和を図る。
			⑥ 町家等と調和する格子窓や庇を設け、建築物の形態に合った箇所に配置する。
		⑦ 木材又はそれに模した材料で、虫籠窓や格子窓等の伝統的な意匠の仕上げとする。	
	建築設備	⑧ 室外機などの建築設備は道路から見えないように設置する。木材又はそれに模した材料を用いた格子などで目隠しを設け、町家等との調和を図る。	
	工作物	道路に面した塀や門等は、木・土などの自然素材又はそれに模した材料を用いた伝統的な形態・意匠とし、町家等との調和を図る。	
屋外広告物	木製看板やのれんなどを用い、自然素材またはそれに模した材料を活用し、位置、大きさ、デザインについて町家等と調和する和風の意匠とする。		



城下町エリアのまちなみイメージ